

精子凍結保存を依頼された患者様

精子凍結保存には、一年ごと（12ヶ月毎）の継続手続きが必要となります。
（精子保存をされている間、毎年継続手続きが必要となります。）

精子凍結保存をされてから一年（12ヶ月）経過する、一ヶ月前に 担当医師に
受診していただき継続の意思を確認後、継続料のお支払いを、お願いいたします。

* 期限までにご連絡がない場合、患者様に予告なしに廃棄させていただく場合があります。

精子凍結保存継続料

（一年分） ￥16,200（税込み）：税率の変更により金額が変わる場合があります。

様

（患者ID _____）

初回精子凍結保存日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

次回 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 頃
担当医師に診察の予約をし、継続手続きに来院してください。

注）当院より、電話やハガキでのお知らせはしていません。

成育医療科・女性科